

論点2「財政運営の在り方」  
論点3「厚生年金基金制度等の在り方」  
関連資料

# 厚生年金基金の給付の型

代行型

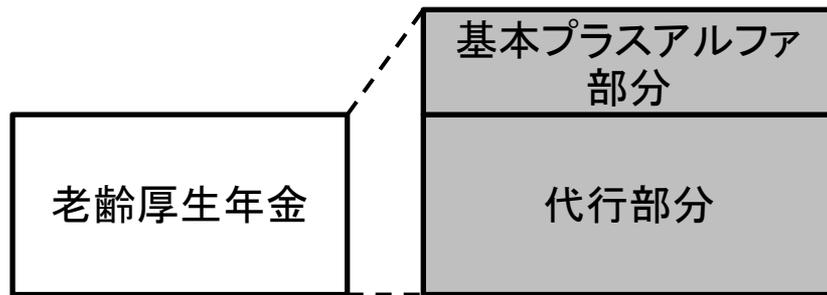
加算型

【厚生年金保険】

【厚生年金基金】

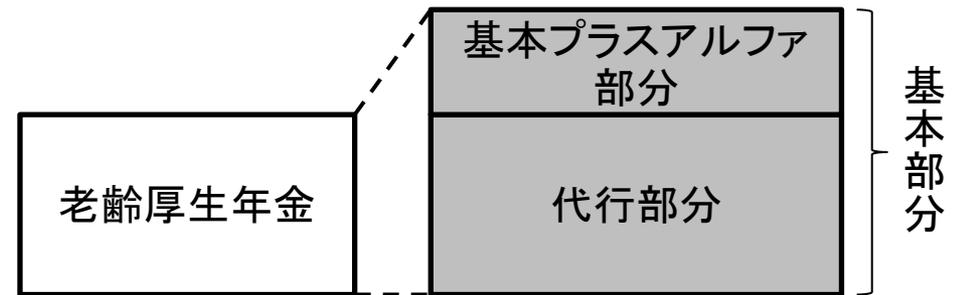
【厚生年金保険】

【厚生年金基金】



〔 老齢厚生年金と同様の制度設計 〕

54基金(9%)



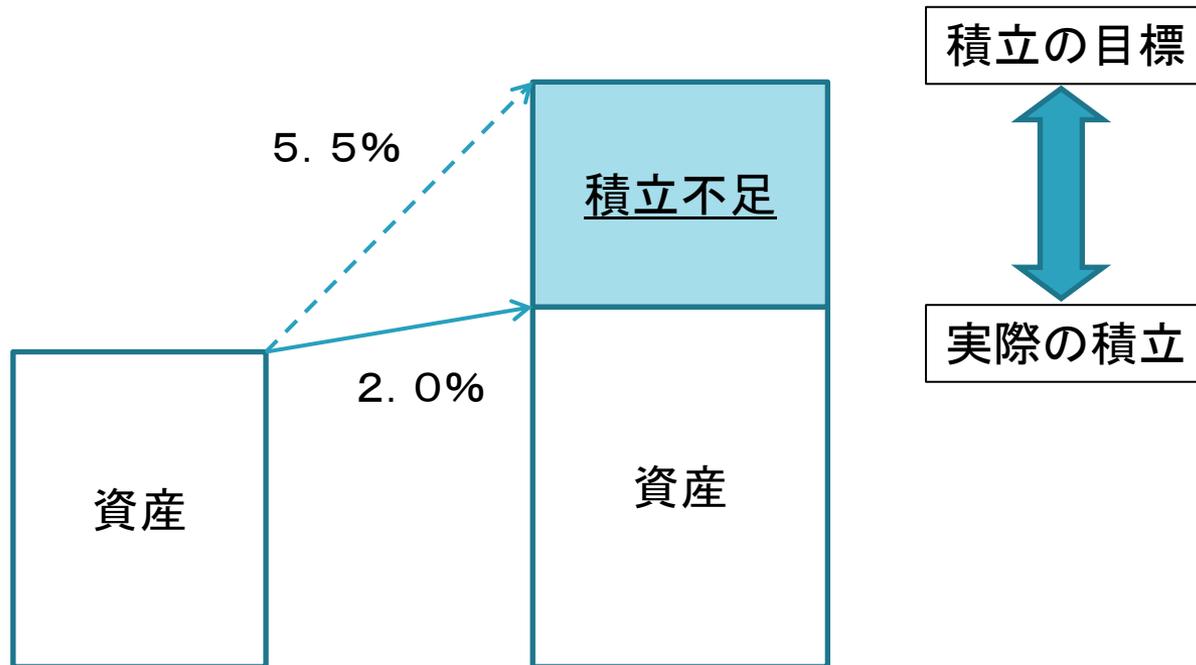
541基金(91%)

※ 厚生年金基金数及び割合は平成22年度末

## 予定利率について

- 予定利率とは、基金が保有する年金資産を市場で運用する際に定める予定運用利回りのことをいう。
  - ※ 予定利率は基金が期待収益率に基づき、自ら定めることとされている。
- 運用実績が予定利率を下回った場合、積立不足が発生するため、運用実績と過度に乖離した予定利率を設定している場合は、予定利率の引下げを行う必要がある。
  - ※ この場合、給付設計を変更しないならば、掛金の引上げが必要。
- 現状、予定利率を5.5%としている基金は581基金中507基金(87%)。

【例】予定利率5.5% 実際の運用2.0% の場合



## 厚生年金基金における予定利率

- 厚生年金基金の多くが採用している加算型の給付設計では、給付は、
  - ①代行部分、②基本プラスアルファ部分、③加算部分、により構成される。
  
- それぞれの給付債務を計算する方法及びその際に用いる運用利回りは、
  - ①代行部分  
前期の最低責任準備金に代行部分の収支を加え厚生年金本体の実績運用利回りを用いて計算する方法
  - ②基本プラスアルファ部分及び③加算部分  
将来の給付の見込みを各基金の予定運用利回り(予定利率)で現在価値に割り戻す計算方法となっている。
  
- 上記の②③の計算に用いられる予定利率は、各基金が年金積立金の期待収益率に基づき合理的に定めることとなっている。
  - ※ 税制との関係で、予定利率の下限は設定されている(10年国債の実績利回りをベースに毎年度改定)。

## 厚生年金基金における予定利率の分布

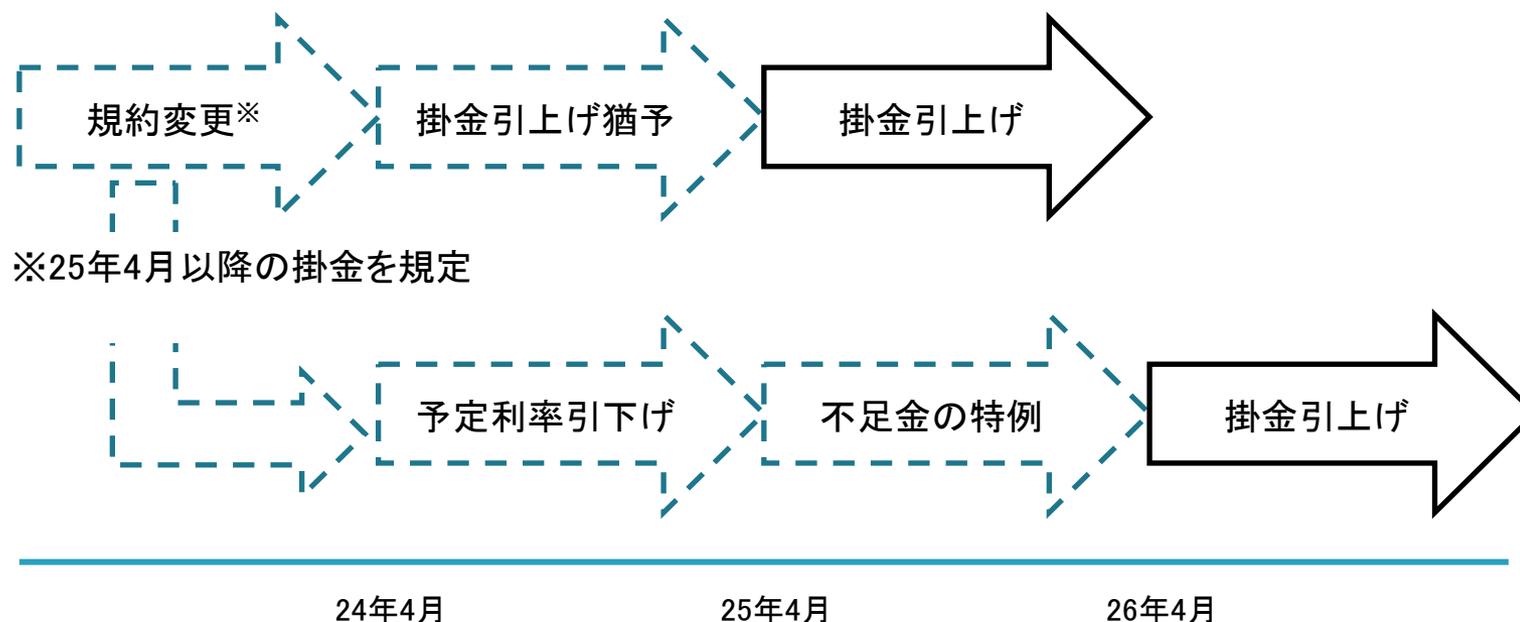
%以上	%未満	基本部分		加算部分	
		基金数	割合	基金数	割合
～	1.5	0	0.0	0	0.0
1.5	～ 2.0	1	0.2	2	0.4
2.0	～ 2.5	3	0.5	15	2.9
2.5	～ 3.0	7	1.2	27	5.2
3.0	～ 3.5	14	2.4	37	7.1
3.5	～ 4.0	12	2.1	57	10.9
4.0	～ 4.5	18	3.1	27	5.2
4.5	～ 5.0	13	2.3	35	6.7
5.0	～ 5.5	7	1.2	7	1.3
5.5		502	87.0	316	60.4
総数		577	100.0	523	100.0

※ 平成23年3月31日時点で現存する577基金(代行型:54、加算型:523)について集計。

※ 基本部分4.0%以上4.5%未満には、代行部分4.1%、基本プラスアルファ部分4.1%以外としている2基金を含む。また、加算部分の予定利率を複数設けている6基金については、低い方の予定利率で集計。

## 予定利率引下げに伴う不足金処理の特例

平成24年1月に行った財政運営基準等の見直しにより、平成25年4月1日までの間に、各基金が予定利率の引下げに伴い給付設計の変更を行う旨の規約変更を行う場合には、その規約変更時の不足金について、掛金の引上げを留保することができることとした。



# 給付減額のルール

## <法令>

- 年金給付に関する事項は、規約に定めなければならない。
- 規約の変更は、①代議員会(事業主及び従業員から半数ずつ選定)の議決(3分の2以上の賛成)、②厚生労働大臣の認可が必要。

## <通知等>

- 企業年金の給付減額を行う場合は、法律上の要件の前に、以下の理由要件及び手続要件を満たすことが必要。

### (1)理由要件

- ① 実施事業所の労働協約等の変更に基づき給付の設計の見直しを行う必要があること
- ② 実施事業所の経営状況の悪化により、給付減額を行うことがやむを得ないこと
- ③ 給付減額しなければ、掛金の額が大幅に上昇し、事業主の掛金拠出が困難になると見込まれるため、給付減額を行うことがやむを得ないこと

等、一定の要件を満たす場合

※ 受給者の給付減額を行う場合には、上記②又は③の要件が必須。

### (2)手続要件

#### <加入者>

- ア) 加入者の3分の1以上で組織される労働組合がある場合は、当該労働組合の同意及び
- イ) 加入者の3分の2以上の同意

#### <受給者>

- ア) 全受給者に対し、事前に十分な説明と意向確認及び
- イ) 減額対象者となる全受給権者の3分の2以上の同意及び
- ウ) 希望する者に対して、減額前の年金額に相当する額を一時金として受給する選択肢を設けること

# 指定基金制度について

## 1. 指定基金制度について

(制度の仕組み)

○積立水準が著しく低い厚生年金基金に対し、厚生労働大臣による指定を行い、財政の健全化に関する計画（健全化計画）を作成させ、当該計画に従った事業運営を行うよう重点的な指導を行うことにより、早期かつ確実な基金の財政の健全化を図る。

(平成17年度から実施)

(指定の要件)

○次のいずれかに該当した厚生年金基金を指定基金に指定。

- ・ 3事業年度の決算において、連続して、積立金総額が当該決算時点で解散する場合に最低限保有していなければならない額の9割を下回った基金。
- ・ 直近に終了した事業年度の決算において、積立金総額が、当該決算時点で解散する場合に最低限保有していなければならない額の8割を下回った基金。

## 2. 指定基金の概況

○指定基金総数：81基金（平成23年12月1日現在）

【参考】：厚生年金基金総数：582基金

うち、平成23年度に新たに指定（11月30日付け）	： 31基金
平成22年度に指定	： 47基金
平成21年度以前に指定	： 3基金

## 指定基金の推移

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
指定基金数	20	6	3	3	3	50	81
指定	20	1	0	0	0	48	31
解除	0	15	0	0	0	1	0
指定基金の解散	0	0	3	0	0	0	0
平均代行割れ額 (億円)(注)	50.8	45.6	50.0	109.4	159.9	72.9	54.6
主な業種	運輸、繊維、 製造	運輸、製造	運輸	運輸	運輸	運輸、繊維、 製造、建設、 石油	運輸、繊維、 製造、建設、 石油

(注) 平均代行割れ額は各年度の前年度における額。

# 確定給付企業年金制度の概要

- 国の老齢厚生年金の一部の代行を行わない、独自の上乗せ給付のみを支給する制度として平成14年4月に確定給付企業年金法が施行された。
- 労使合意に基づき、制度の内容を規定した規約を作成し、厚生労働大臣の認可等を受けることで制度が実施される。
- 将来の給付を企業が約束。

## <給付>

- 労使合意の年金規約に基づき、老齢給付を行う(年金給付・一時金給付の選択可。)
- 給付や積立などについて必要最低限のルールを定めた上で、労使合意に基づき、より柔軟な制度設計を可能とする。

## <掛金>

- 事業主が規約で定めるところにより、掛金を拠出(規約に定め、本人の同意を得た場合は、本人拠出も可。ただし、税制措置は限定的。)

## <財政>

- 約束した給付が支給できるよう、年金資産の積立基準を設定。

## <その他>

- 受託者責任の明確化：金融機関等の企業年金の管理・運営に関わる者の責任、行為準則を明確化。
- 情報開示：事業主等は、年金規約の内容に従業員に周知し、財務状況等について加入者等へ情報開示する。

# 確定拠出年金制度の概要

- 確定拠出年金は、拠出された掛金が個人ごとに明確に区分され、掛金とその運用収益との合計額をもとに給付額が決定される年金。年金資産の運用は加入者自らが行う。(平成13年10月施行)
- 加入者の転職等の際には、転職先の制度に年金資産の移換(ポータビリティ)ができる。
- 企業ごとに実施する企業型年金と、国民年金基金連合会が実施し個人単位で加入する個人型年金がある。

## <給付>

- 企業等は年金額を約束せず、運用収益によって額が決定。
- 60歳まで老齢給付は支給されず、原則脱退一時金は認められない(年金給付・一時金給付の選択可。)

## <掛金>

- 拠出限度額の範囲内で、企業型については事業主が、個人型については加入者が掛金を拠出。

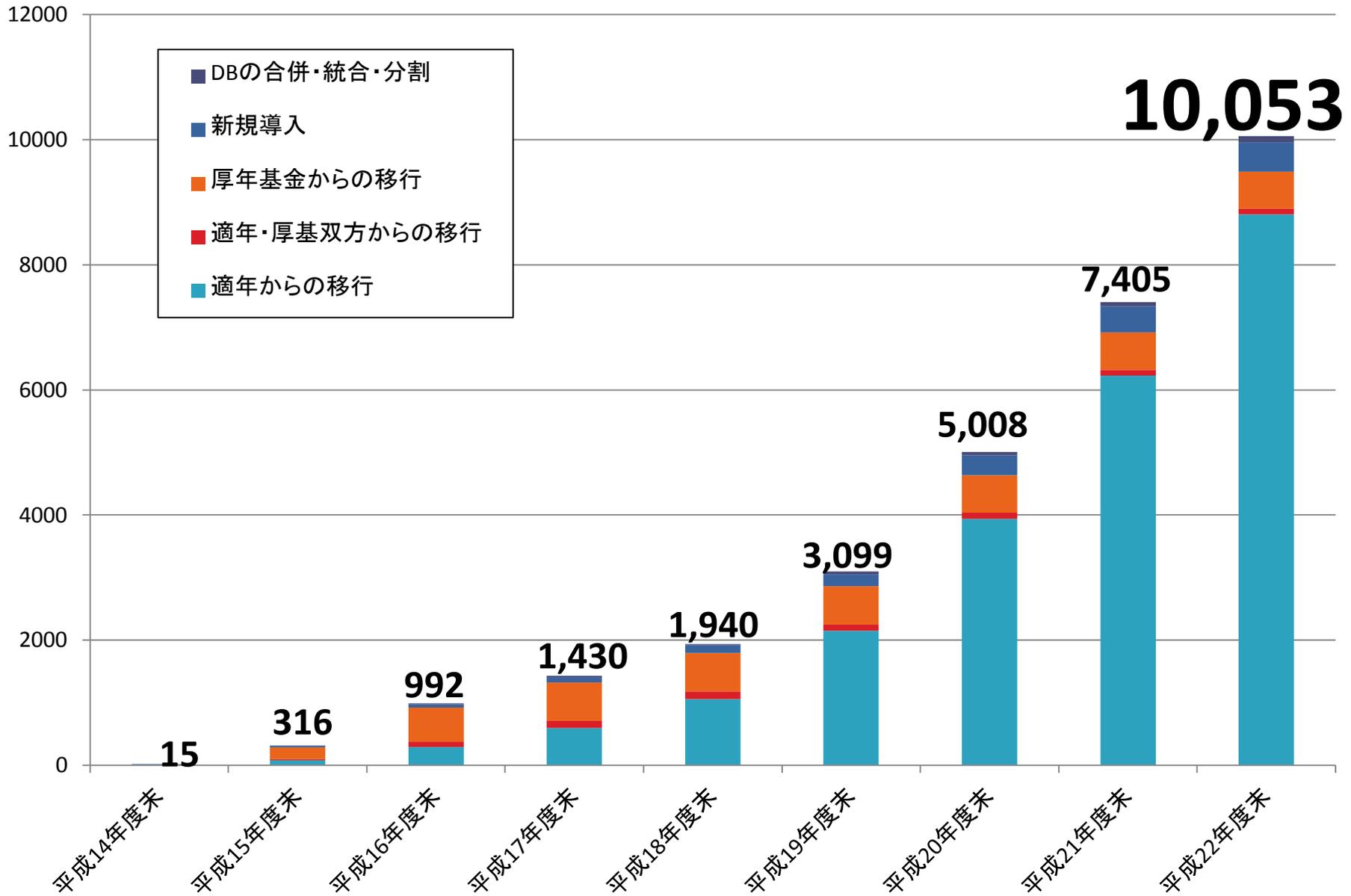
## <財政>

- 運用方法を各加入者が決め、個人ごとに資産管理(年金資産が個人ごとに管理されるため、各加入者が残高を把握できる。)

## <その他>

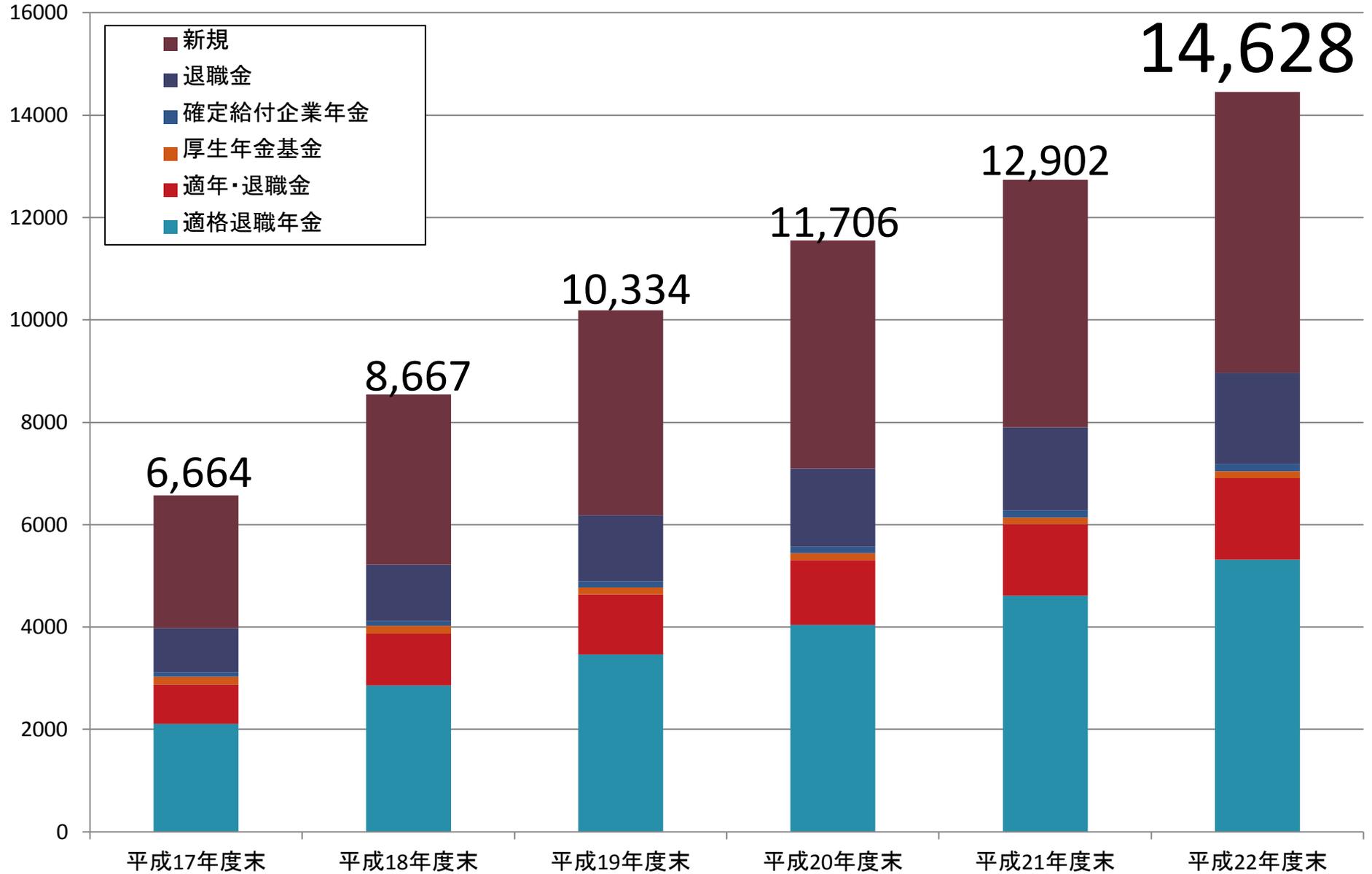
- ポータビリティ : 労働移動が頻繁に行われる業種の人にも、年金の確保が可能。
- 企業負担の軽減 : 経済情勢などの不確定要素に関わりなく、将来の掛金負担の予測が容易。

# 確定給付企業年金(DB)の推移(設立時の移行元別)



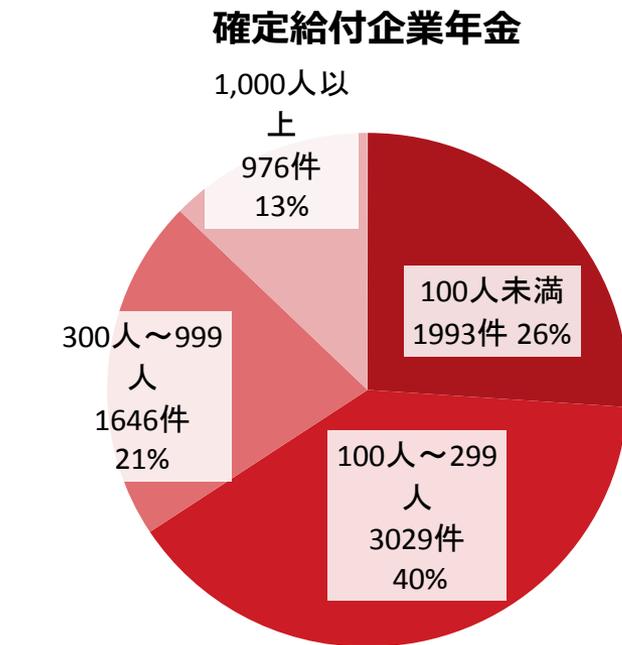
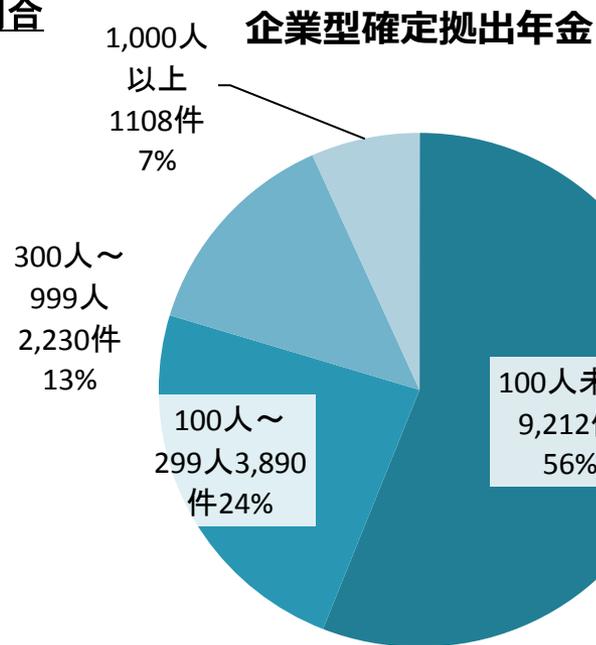
# 確定拠出年金(DC)の推移(設立時の移行元別)

(事業主数)

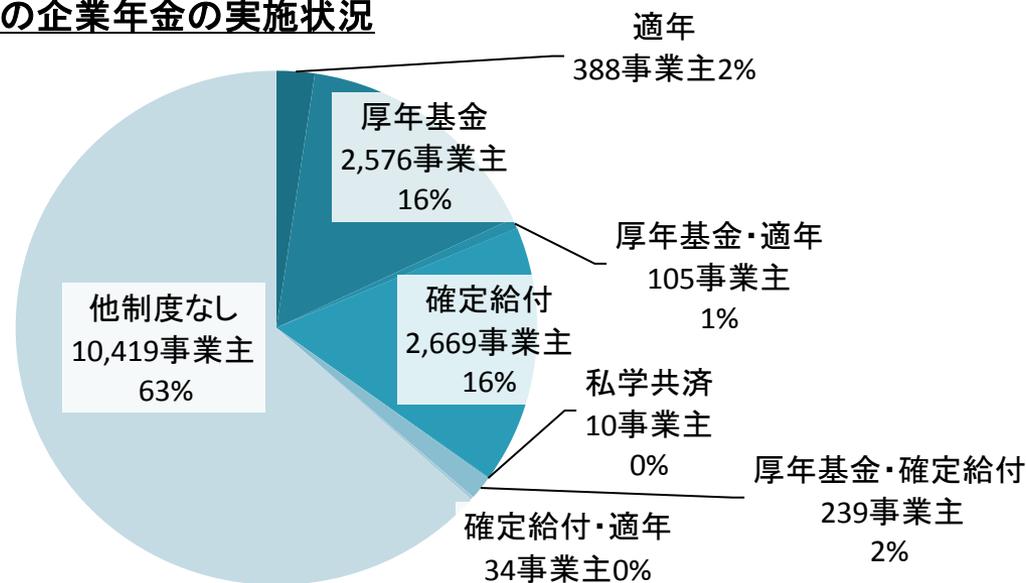


# 確定拠出年金・確定給付企業年金の実施状況

## 実施企業の従業員規模割合



## 確定拠出年金導入企業における他の企業年金の実施状況

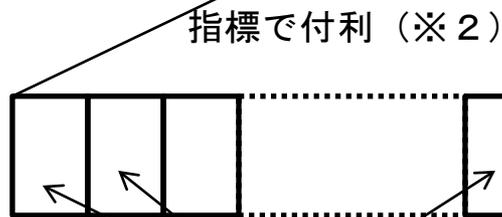


# キャッシュ・バランス方式の給付設計と財政運営のイメージ

## 給付設計

(例)

- 指標は国債利回りに連動(上限3%、下限1.5%)
- 国債利回り2% < 想定利回り2.5%  
→ 2.5%の想定利回りではなく、2%の国債利回りにより給付水準を計算
- ※ 国債利回りが1.5%を下回っても1.5%は保証



毎月付与額 (※1)

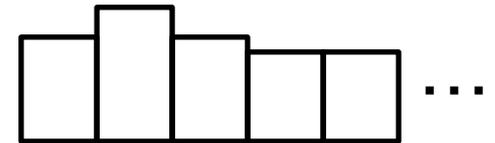
仮想個人勘定

(例)

- 年金額を計算する際の利率も、指標と同様国債利回りに連動

○ 仮想個人勘定 ÷ 現価率で年金化  
・ 利率、死亡率の仮定 (※2)

○ 毎年年金額を改定することも可能



## 財政運営

(例)

- 保険料を設定する際の想定利回り2.5%

○ 給付に要する費用の予想、運用収入の予想等を踏まえて掛金設定 (※2)

○ 少なくとも5年に一度財政再計算を実施

○ 決算・財政検証、給付設計見直しの必要性の検討、償却計画の作成 など

※1. 各月の付与額は掛金と一致するとは限らない。

※2. 指標、年金化の現価率計算の利率、掛金計算(財政運営)上の予定利率などは、一致するとは限らない(合理的であれば異なる設定で良い)。

指標及び年金化の現価率計算の利率は、国債利回りその他の客観的かつ合理的に予測可能なもの等を使用。ただし、年金化の現価率計算の利率は、下限予定利率(10年国債利回りの1年平均又は5年平均のいずれか低い率)以上とする必要がある。